

浜松市介護保険施設等指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第23条の規定による質問など及びそれに基づく措置として、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う、介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は指定介護予防支援（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容、介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求等に関する指導について、基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第2条 指導は、介護サービス事業者に対し、法令等に定める介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針として実施する。

(指導形態等)

第3条 指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 実地指導

実地指導は、指導の対象となる介護サービス事業者の事業所において実地に行う。

(2) 集団指導

集団指導は、必要な指導の内容に応じ、対象となる介護サービス事業者を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(指導対象の選定)

第4条 指導は全ての介護サービス事業者を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次のとおり対象を選定する。

(1) 実地指導

実地指導の対象は、過去の実地指導の実施状況及び実地指導の結果等を踏まえて選定する。

(2) 集団指導

指導内容に応じて選定する。

(指導方法等)

第5条 指導方法は、次のとおりとする。

(1) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となる介護サービス事業者を決定したときは、あらかじめ文書により次に

掲げる事項を当該介護サービス事業者に通知する。

(ア) 目的及び帳簿書類の提示等に係る根拠規定

(イ) 実地指導の日時及び場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 出席者

(オ) 準備すべき書類等

イ 指導方法

実地指導は、国が定める「介護保険施設等実地指導マニュアル」等に基づき、施設内の巡回や関係書類の閲覧を行うとともに、事業所の役職員との面談方式で実施する。

ウ 指導結果の通知等

実地指導の結果、運営等について改善を要する事項及び介護報酬について返還を要する事項が認められた場合には、当該介護サービス事業者に対し後日文書によりその旨を通知するものとする。

エ 報告書の提出

文書で通知した事項がある場合には、当該介護サービス事業者から文書により報告を求めるものとする。

(2) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる介護サービス事業者を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書等により当該介護サービス事業者に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の仕組み、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

(指導後の措置等)

第6条 実地指導の結果、文書による指導を行う必要がなく適正な事業運営が確保されている場合又は文書による軽微な指摘はあるが是正・改善計画等の内容等から概ね適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、次回の実地指導は原則として翌々年度に実施する。

2 実地指導の結果、指導した事項等について、是正・改善計画等の内容等から再度指導を行うことが必要と認められる場合は、状況に応じて、当該年度又は翌年度に再度の実地指導を行う。

3 実地指導の結果、浜松市介護保険施設等監査要綱に定める選定基準に該当すると判断した場合には、後日、速やかに監査を行う。なお、実地指導中に、次に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができるものとする。

ア 著しい運営基準違反が確認され、利用者又は入所者等の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

イ 介護報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正なものと認められる場合

4 必要に応じ、指導結果の通知及び是正・改善計画等の内容について、当該介護サービス事業者に関係する市町村（保険者）へ情報提供を行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月16日から施行する。

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。